

明治維新150年記念おもてなし開発支援事業（お土産）募集要項

1 事業目的

明治維新150年を迎え、全国的に本県への注目度が高まる好機を活かし、明治維新150年を記念したお土産の販売を行おうとする事業者等に対し、販売までに要する経費の一部を助成することにより、山口県の観光・物産を盛り上げるとともに、新たなお土産開発の醸成を促すことを目的としています。

2 事業内容

山口県内において、明治維新150年を記念して新たなお土産（改良を含む）の販売を行おうとする事業者等に対し、販売までに至る経費の一部を助成します。

（1）助成対象期間

助成認定日から平成30年9月30日まで

（2）助成限度額

50万円

（3）助成率

1／2

（4）助成対象経費

幕末維新150年記念お土産販売までに要する経費の一部（「6 助成対象経費」参照）

3 助成対象要件

次の要件をすべて満たす必要があります。

- （1）助成対象者が自ら製造または販売すること。
- （2）山口県内において明治維新150年記念として販売する新たなお土産（改良を含む）に要する経費であること。

4 助成対象者

- （1）山口県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者。
- （2）山口県内で加工した品の製造又は販売を行う個人もしくは任意団体。
※任意団体については、規約及び代表者の定めがあること。

5 募集部門

募集部門は、次の（2）－ア、イ 及び（3）であり、いずれかを選択して応募することになります。

また、「（1）共通事項」は必ず満たす必要があります。

なお、(2)で助成決定した対象商品について、株式会社ジェイアールサービスネット広島(以下、SN広島)は、同社が所管・運営する店舗で平成30年9月1日からの販売に向け、優先的に商談します。

※SN広島での販売に当たっては、助成対象事業者は信用情報等、同社が定める審査基準を満たす必要があります。

※販売条件は、助成対象事業者とSN広島にて個別商談となります。

※(3)で助成決定した商品についてもSN広島が取り扱いを打診する場合があります。

(1) 共通事項

- ・JANコードの記載があること。
- ・食品表示法及び景表法に則った表示が記載されていること。
- ・パッケージについて、他に類似品がないこと。

(2) 「詳細条件あり」部門

ア

ジャンル	菓子
販売価格	税抜500円から1,000円程度
保存温度	常温
賞味期限	3週間以上
サイズ ・重量	【サイズ】縦25cm×横20cm×高さ6cm程度まで 【重量】300g程度まで
生産体制	月産最低200個
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・様式別紙1に商品材料の一部が県内産または県内製造であることを明記すること。 ・商品名はテーマを連想させるネーミングであること。 ・個包装で配りやすいものであること。

イ

ジャンル	菓子
販売価格	税抜300円から2,000円程度
保存温度	常温
賞味期限	3週間以上
サイズ ・重量	【サイズ】なし。ただし、積み重ねる、立てる等が容易なこと。 【重量】200g程度まで
生産体制	月産最低100個
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・女性をメインターゲットにした商品とし、様式別紙1にパッケージの形状やデザインの工夫方法等について具体的に記載すること。

(3) 「詳細条件なし」部門

- ・「山口県らしいお土産」としてストーリーを語ることができること。
- ・ジャンル、価格等は問いません。
- ※製造・加工するものが対象であり、農林水産物は対象外となります。

6 助成対象経費

(1) お土産デザイン

新たなお土産の開発又は既存お土産の改良のための企画、デザイン開発

ア デザイナー等への謝金

※デザイナー等とは、デザイナー、コピーライター等名称を問わず、お土産やネーミング、パッケージ等、お土産開発に関する企画、デザイン開発を行う専門家をいいます。

イ デザイン開発料

ウ 企画料

エ 打ち合わせ等旅費

(2) 試作品製作

新たなお土産の開発又は既存お土産の改良のための試作品製作に要する経費

ア 原材料費

イ 設備・機械器具貸借料

ウ 試作品製作費

エ 外注加工費

(3) 検査

食品保存検査等、販売に当たり必要な検査費

(4) 助成対象とならない場合の例

ア 開業、運転資金等、開発以外の経費の助成を目的としているもの。

イ 生産・量産用の機械装置・金型の導入等、設備投資を目的としているもの。

ウ 開発した試作品自体の販売を目的としているもの。

7 申請書類の作成及び提出

助成を希望される方は、応募申込書等を作成の上、受付期間内に提出してください。応募申込書は、(一社)山口県物産協会のホームページからダウンロードできます。[\(http://www.yamaguchi-bussan.jp/\)](http://www.yamaguchi-bussan.jp/)

【提出書類】

○提出が必須の書類

- ・応募申込書（別記様式第1号及び別紙1～3：正本6部）（※必須）
- ・山口県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く）に未納がないことを証する書類（納税証明書）（正本1部）

- ・提出者の定款、登記事項証明書（各写し1部）
※個人の場合は不要

○提出が任意の書類

- ・商品イメージ図（別紙4：正本6部）

8 採択予定件数

6件程度

9 助成事業のスケジュール

応募申込書の受付	4月20日（金）～5月25日（金）
書類審査	5月下旬
助成対象者の決定	6月上旬
販売開始	原則9月1日～

※応募状況によっては、2回目以降の募集を行うことがあります。

10 応募に係る注意事項

- （1）提出書類は返却しませんので、予めご了承ください。
- （2）応募に係る一切の費用については、応募者自身の負担とさせていただきます。
- （3）本助成事業は競争的資金であるため、応募申込書等を提出されても必ず認定されるものではありません。
- （4）同一の事業内容で、他の補助金や助成金等と重複して本事業助成金を交付することはできません。
- （5）本助成事業の応募は、一助成対象者につき一商品です。

11 審査方法、審査項目及び評価基準

明治維新150年記念おもてなし開発支援事業（お土産）審査委員会において、別紙「審査項目及び評価基準」に基づき書類審査を行います。

12 助成決定事業者の義務

助成金の交付決定を受けた方は、次の条件を守らなければなりません。

- （1）交付決定を受けた後、助成事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、もしくは助成事業を中止・廃止しようとする場合は、事前に（一社）山口県物産協会の承認を得なければなりません。
- （2）事業を完了したときは30日以内又は平成30年9月30日のいずれか早い期日までに事業成果報告書を提出しなければなりません。

※事業の完了は、助成対象となるお土産の販売を開始した日です。

- (3) 助成事業に係る経理については、その他の経費と区分して、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

13 助成事業を実施するための注意事項

- (1) 助成対象経費は、交付決定後に取得・支出する費用に限られます。(交付決定前の経費は助成対象となりません。)
- (2) 助成金は、助成事業終了後、経費の支払い実績を証拠書類等により確認した後に交付します。従って、事業実施にあたっては、助成金相当分の自己資金等を確保する必要があります。
- (3) 経費の支払い実績が、見積書・契約書・請求書などの証拠書類等により確認できない場合は、当該経費は助成対象外となります。
- (4) 現金手渡しでの支払いは助成対象として認められません。金融機関・郵便局からの振込による資金移動を伴う支払いが基本となります。
- (5) 認定の際に通知する助成金交付予定額は、助成金交付額の上限を示すものであり、事業完了及び検査後に助成金の額が確定します。(助成金交付予定額から減額されることがあります。)

14 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、すでに交付された助成金があれば、その返還を求めます。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 助成金交付の条件に違反したとき。
- (3) 助成事業の実施について不正行為があったとき。
- (4) 助成事業を中止又は廃止したとき。
- (5) 法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき。
- (6) 平成30年中に販売しなかったとき又は当初の予定から著しく販売の遅れや製造数量が少なくなる等により、(一社)山口県物産協会が本事業の効果を期待できないと判断したとき。

15 応募受付・問い合わせ先

(1) 応募受付及び詳細な事業案内等

■一般社団法人山口県物産協会

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

TEL: 083-932-2740

FAX: 083-923-8877

様式のダウンロード <http://www.yamaguchi-bussan.jp/>

- (2) 山口県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く）に未納がないことを証する書類（納税証明書）の発行場所

県税事務所	所在地	電話番号
岩国県税事務所	岩国市三笠町 1-1-1	0827-29-1500
柳井県税事務所	柳井市南町 3-9-3	0820-23-2121
周南県税事務所	周南市毛利町 2-38	0834-33-6411
山口県税事務所	山口市神田町 6-10	083-925-5750
宇部県税事務所	宇部市琴芝町 1-1-50	0836-21-2111
下関県税事務所	下関市貴船町 3-2-1	083-223-7191
萩県税事務所	萩市江向河添沖田 531-1	0838-25-3111

※課税がなく、納税額が0円の場合でも「未納がないこと」の納税証明書を発行してもらってください。

○審査項目及び評価基準

審査項目	評価基準
山口県らしさ	<p>○山口県らしいお土産といえるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品コンセプトはしっかりしているか。 ・山口県のお土産として語るができるストーリーがあるか。 ・【山口県産を標榜している場合】主要部分又は大部分に山口県産の材料を使用しているか。
	<p>○創意工夫が見られ、消費者への新しい提案や革新性があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の商品との差別化が見られ、これまでにない新しさが感じられるか。 ・他の商品にない独自の発想や工夫はあるか。
品質・信頼性	<p>○計画的、安定的に商品が提供可能か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の販路を持っており、自らで十分なPR・販売が可能か。
	<p>○事業経費の見積もりは適当か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計上する費目や金額は妥当か。
	<p>○加工・製造する商品は信頼できるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受賞歴や取引先等から判断して、応募者が加工・製造する商品品質について、一定の信頼性があるか。
市場性 (価格、デザイン、知名度向上)	<p>○消費者ニーズに合致しており、市場性が高いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者に選んでもらえるような商品か。 ・市場で一定程度の需要があるか。 ・ターゲットはしっかりしているか。 ・販売数量設定は適当か。
	<p>○山口県の特産品の知名度、イメージアップへの貢献が期待できるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定することにより、応募者と山口県の特産品双方のイメージアップが図られるか。